

(案)

広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気需給契約書

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所(以下、「甲」という。)と、_____ (以下、「乙」という。)とは、広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき甲の広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、別表のとおりとする。

- 2 乙の発電費用などの変動により契約金額の改正を必要とするときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。
- 3 この契約は、広島県水道広域連合企業団における令和8年度以降の当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、甲はこの契約を解除することができるものとする。

(電力供給期間)

第3条 電力供給期間は、令和8年3月1日から令和11年2月28日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果物(未完成の成果物を含む。)及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約電力の増減)

第6条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

- 2 甲が、前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙の指定する期限内に支払うものとする。

(使用電力量の計量)

第7条 毎月の電力量の計量日は、甲乙協議のうえ各月ごとに定めるものとし、乙は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計算する。

(電気料金の算定)

第8条 電気料金は、基本料金と従量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

$$\text{割引料金} = (\text{例}) \text{契約電力} \times \text{別表の基本料金単価} \times \text{割引率} \times (185\% - \text{力率})$$

- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、乙は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させができるものとする。

基本料金=(例)契約電力×別表の基本料金単価【常時回線】×(185%−力率)

+契約電力×別表の基本料金単価【予備回線】

- 3 従量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の従量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本県を管轄するみなし小売電気事業者の定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて従量料金を変動させができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ甲乙協議の上定めるものとする。
- 4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、本県を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(電気料金の支払及び遅取料金)

第9条 乙は、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した後、乙が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、乙が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、乙は、当該未払い金額に対し、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(催告による解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(無催告による解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 債務の全部が履行不能であるとき。
- (3) 乙が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。
- (4) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 乙が正当な事由によりこの契約の解除を申し出たとき。

第13条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
- 3 第15条第2項の規定は、前2項に規定により契約を解除した場合について準用する。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
 - (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対してこの契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 第15条第2項の規定は、前項に規定により契約を解除した場合について準用する。

(損害賠償請求等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に沿った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、当該日から契約期間満了までに係る使用予定電力量に対し、第8条の規定に基づき算定した額の10パーセントに相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第11条又は第12条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

- (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となつたとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、甲が当該日から契約期間満了までに係る使用予定電力量に対し、第8条の規定に基づき算定した額につき年14.5パーセント(ただし、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合で算定した額とする。

(契約解除後の処理)

- 第 16 条 甲は、第 11 条から第 14 条の規定により契約を解除した場合において、甲が契約を解除した日が属する月の電力の供給を既に受けているときは、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を乙に支払うものとする。
- 一 基本料金 契約を解除しなかつたものとした場合の同月の基本料金を当該月の暦日数で除して得た額に直前の計量日から契約を解除した日の前日までの日数を乗じて得た額
 - 二 従量料金 直前の計量日から契約を解除した日までに使用した当該月の電力量に、第2条第1項の従量料金単価を乗じて得た額
- 2 前項の支払は、第9条に定める方法に準じて行うものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 乙は、甲の承諾なく、成果物(未完成の成果物を含む。)及び業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第 18 条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第 19 条 乙は、業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

- 第 20 条 乙は、業務の係る経理を明らかにした関係書類を整備し、履行期間終了の日から 5 年間、保存するものとする。

(その他)

第 21 条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市安芸区畠賀町2970番地
広島県水道広域連合企業団
広島水道事務所
所長 益田 康司

乙

別 表

使用月	基本料金 単価 (円/kW)	従量料金単価(円/kWh)		
		ピーク時間	昼 間	夜間・休日等
3月		-----		
4月		-----		
5月		-----		
6月		-----		
7月				
8月				
9月				
10月		-----		
11月		-----		
12月		-----		
1月		-----		
2月		-----		

(各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む。)

【時間帯区分設定】

1 ピーク時間

7月1日から9月30日までの期間で、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。
ただし、「休日等」に該当する時間を除く。

2 昼間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。
ただし、「ピーク時間」及び「休日等」に定める時間を除く。

3 夜間

「ピーク時間」及び「昼間」以外の時間をいう。

4 休日等

日曜日

「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日
1月2~4日、5月1~2日、12月30~31日

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他甲が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第9 乙は、甲の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第10 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 乙は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、甲の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。